

参考資料

1. 用語集

【あ行】

IT

Information Technology（情報技術）の略称で、コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す言葉です。

アマミチュー・シルミチュー

アマミチューとはアマミキヨとも言われる女神ですが、琉球の人々の祖先とされており、久高島に降臨したと言われていています。その後どういう経過を辿ったのかは知りませんが、浜比嘉島に男神のシルミチュー（シネリキヨ）とお住まいになられ、男女2神をお創りになられてから、ここでお亡くなりになられているという事になっています。墓は、比嘉地区のアマンジという小島にあります。ここへは、浜比嘉島から徒歩で渡れます。子宝信仰もあり、全国から浜比嘉島に参詣があります。

NPO(エヌ・ピー・オー<Nonprofit Organizationの略>)

政府や営利企業と独立した存在として、各種の公益活動や市民活動を社会的使命（ミッション）の精神を尊重して行う非営利組織・団体。Non-Profit Organizationの略。1998年、これに法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法(NPO法)が成立。

うるま市総合計画

地方自治法に基づき、市の最上位計画として位置付けられています。平成19年度に4市町が合併してできたうるま市の総合計画として作成。構成は、うるま市基本構想（20年計画）、うるま市基本計画です。

うるま市国土利用計画

平成20年度に議決。計画はおおむね10年間を見通して作成されています。

エコタウン

通産省(現・経済産業省)及び厚生省(現在は環境省所管)によって創設され、環境・リサイクル産業育成と地域振興を結びつけた事業を言います。うるま市では、旧ごみ処理施設をこのような事業を導入しながら、環境のまちづくりを推進したいと考えています。

延焼遮断帯

道路、河川、鉄道、公園、緑道等、火災の延焼を防止するための帯状の都市施設。必要に応じて、それらの沿道建築物の不燃化を組み合わせることにより構築することが考えられます。

オープンスペース

公園・広場。河川・湖沼・山林・農地等、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地を総称して言います。

オカガニ

主に陸で生活するカニの仲間（オカガニ科）です。生活のほとんどは陸上であるが、夏の満月ころ放卵するために集団で海へ移動します。太平洋沿岸に生息し、日本ではトカラ列島以南でよく見かけられますが、平安座島でも見ることができます。

【か行】

ガー（カーともいう）

湧水、井戸を指す方言です。

開発許可

都市計画法における開発行為に対する制度で、良好な市街地の形成と一定以上の宅地水準の確保を目的とした技術的基準や許可要件を定めています。

街区公園

主として街区内の居住者が利用することを目的とする公園。基本的な考え方は、街区内の居住者が容易に利用できるよう配置し、1ヵ所当たり面積0.25haを標準として配置するものです。

ガイドライン

政策等の指針、基本線、指導目標を言います。

合併処理浄化槽

し尿と台所や風呂から出る雑排水をあわせて処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べると、河川の水質に与える影響をおよそ九分の一に減らすことができる。

環境基本計画

環境基本法に基づき、地方自治体が環境に関する施策の方向を明らかにしたものです。

幹線・地域幹線道路

幹線道路とは、国道など、複数の生活・経済圏を連絡する道路のことをいいます。地域幹線道路とは、幹線道路などと一体的に、隣接する市町村と連絡する道路のことをいいます。

協働

地域を市民にとってより良いまちにするという共通目的を達成するため、自立と対等を基本に、市民と市がそれぞれの機能の違いを活かし、相互に補完し役割を分担して責任を果たす活動する形態を指します。

近隣公園

主として近隣の居住者が利用することを目的とする公園。基本的な考え方は、近隣の居住者が容易に利用できるよう配置し、1近隣住区当たり1ヵ所を誘致距離500mの範囲内で、1ヵ所当たり面積2haを標準として配置するものです。

区域区分

都市計画法第7条による、市街化区域・市街化調整区域の区分のことです。無秩序な市街化を抑止し、計画的な市街化を図るため、必要に応じて都市計画に定めるものです。

クワディーサー

コバテイシ（こばていし）のことで、シクンシ科の落葉高木。原産分布は沖縄以南で、方言名で「クワディーサー」といわれる。陽射しの弱い冬場は葉が落ちるが、枝が横に広がり、大きな葉と共に沖縄の灼熱の陽光を遮ってくれ、公園や駐車場などの緑陰樹に適します。昔から墓の周辺には多く植えられていて、今でもよく見かけます。高さは20mほどになります。沖縄では数少ない紅葉する樹木としても知られています。

グローバル

世界的な規模であることを指します。

景観計画

景観計画は、平成16年に施行された景観法に基づき、景観行政団体が、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画です。

健康うるま 2 1

「自分の健康は自分でつくる」という自覚を持ち、市民が主体的に健康づくりを推進することを目指す計画です。平成19年3月策定。

公共下水道

市町村が事業主体となって、汚水や雨水を集めて排除するもので、公共下水道と特定環境保全公共下水道に分けることができます。

交通安全施設

交通事故等の防止を図り、安全を確保するために道路上に設置される施設の総称。信号機、道路標識、道路標示、横断歩道、歩道、分離帯、防護柵、道路照明灯、道路反射鏡等があります。

コミュニティ

一定の地域に居住し、共属感情を持つ人々の集団、地域社会を指しますが、近年、居住地を飛び越えてテーマでの活動する人々のつながりもコミュニティに含んで考えられています（総務省国民生活審議会報告「コミュニティ再興と市民活動の展開」平成17年）。ここでは、地域社会のコミュニティを指します。

【さ行】

サターヤー

昭和初期の製糖工場跡。工場は爆撃で壊滅しますが、レンガ造りの煙突のみ今も威風堂々として残っています。ただ、所々砲撃を受け痛々しい。地元では県の指定文化財とならないかとの声もあります。

市街化区域

無秩序な市街化を防止し、良好な市街化を図るため、都市計画区域は市街化区域と市街化調整区域に区分されています。「市街化区域」は、市街地として積極的に整備する区域（既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域）をいいます。

施設のライフサイクル

公共施設のライフサイクルには、建物建設段階から、保全・修繕・運用段階、施設の解体処分までのことをさします。これにかかる費用を公共施設のライフサイクルコスト（Life cycle cost）と言います。近年、「建物の生涯に必要な総費用」を考え効率的に管理していくことの重要性が言われています。建物の企画・設計費、建設費などの初期投資（イニシャルコスト）、保全費、修繕・改善費、運用費などの運営管理費（ランニングコスト）、そしてラ解体処分まで費用をさします。建築物の生涯コストの構成を調べてみると、建設費等の初期投資のイニシャルコストは氷山の一角に過ぎず意外に少ないことが判明しています。

自然的土地利用

その土地の用途が、森林や農用地等の用途である土地のことを指します。

準用河川

1級・2級河川以外の河川で、市民生活と密接な関係にある河川を市長が指定、管理を行っている河川です。

将来像

「将来の都市の姿を想像した共有の像」のことです。20年後には、こういう都市になっているという最終型の像です。

将来都市構造

都市全体を形づくる根幹的な要素を概念的に示したものをいいます。これを図化した「都市構造図」は、広域的な視点を含めた効果的かつ効率的な都市の発展を推進するための「まちづくりの見取り図」と捉えることができます。

人口フレーム

フレームとは枠のことで、人口フレームとは将来の人口のおおむねの推計値の枠組みのことを指します。

スプロール

都市の急激な発展で、市街地が無計画に郊外に広がっていく現象のことをいいます。上下水道や交通機関といった社会資本の非効率化や、都市中心部の空洞化などを招く要因となります。

生活道路

幹線道路、鉄道駅、学校等公共施設などに移動する際に利用する、日常生活上密接な関わりを持つ市町村道レベルの道路を示します。

整備、開発又は保全の方針

都道府県が定める都市計画区域のマスタープランともいうべきもの。都市計画区域について、①土地利用の方針、②市街地の開発及び再開発の方針、③交通体系の整備の方針、④自然的環境の保全及び公共空地系統の整備の方針、⑤下水道及び河川の整備方針などを定めています。

ゼロ・エミッション

自然界への排出ゼロのシステムを構築する、またはそれを構築するように目指すことを基本とする考え方です。ゼロ・エミッション構想は、ある産業から出るすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすることをめざすことで新しい資源循環型の産業社会の形成をめざす構想です。

【た行】

第一種低層住居専用地域

都市計画法第9条第1項による、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域のことです。

多自然型

多様な豊かな生態系の保全・育成を図るため、河川改修等にあたって、植生や自然石を利用した護岸整備など、自然の川の持つ構造的な多様性を尊重して整備することです。

D I D 地区

人口集中地区のことで、日本の国勢調査において設定される統計上の地区です。市区町村の区域内で人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定されます。

地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するために定められる計画。

地区公園

主として徒歩圏内の居住者が利用することを目的とする公園です。基本的な考え方は、徒歩圏内の

居住者が容易に利用できるよう配置し、1地区当たり1ヵ所面積4haを目標として配置します。

調節池

総合治水対策の一環として、洪水、下水、雨水を一時的に貯留して、出水量が最大になるピーク時の流量を調節する施設です。

特別用途制限地域

都市計画法による地域地区のひとつ（都市計画法第8条第1項第2号の2）。です。用途地域が定められていない土地の区域において、その良好な環境の形成または保持のため、当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域、とされています。

都市基盤整備

道路、公園、上・下水道等の都市の基盤となる施設の整備を言います。

都市計画道路

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした都市計画法第11条第1項に定める都市施設であり、知事の承認を受けて都市計画決定した道路のことを言います。

都市下水路

主として市街地における下水を排水するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く）で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ当該地方公共団体が指定したものを言います。

都市的土地利用

その土地の用途が、住宅や工場、商店等の土地のことを指します。

【な行】

農業振興地域

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、都道府県知事が指定する一体的に農業の振興を図ることが必要である地域。「農振地域」と略称されることもあります。

農業集落排水

農業振興地域における農業用排水の水質保全、機能維持を図ることを目的として、同地域内の集落について実施する汚水処理事業のことをいいます。

【は行】

バイオマスタウン

バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）で進められている事業で、地域において、広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われているか、あるいは今度行われることが見込まれる地域を云います。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去することを指すことです。建物内の段差の解消など物理的な障壁の除去から、より広義的に障害者の社会参加を困難にしてい

る社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で使用されています。

避難場所

考え方として、概ね2,500㎡以上の都市公園及び緑地、小・中学校グラウンドなど、ある程度のオープンスペースが確保されている場所で、周辺地域の特性を鑑み、市の地域防災計画で指定されるものを言います。

風致地区

都市計画上の地域地区のひとつ（都市計画法第8条第1項第7号）です。都市の風致を維持するために定める地区で、指定された地区においては、建設物の建築や樹木の伐採などに制限が加えることが可能となります。

ブランド化

ブランド要素を強化して、競合するものとの区別性を明確にし、消費者が識別して、選択的に購買することを目的とする経営手法です。ブランド要素の代表例としては、ブランドネームやロゴ、キャラクター、ジングル、パッケージ、スローガンなどが挙げられています。これらの要素を適切に設定することで、ブランドの認知度やイメージ面での向上が期待できます。

【ま行】

マーラン船

古来、沖縄では独自の造船技術が発展してきた。沖縄にはマーラン船と呼ばれる伝統的な船があり、輸送に使われてきました。現在では実際に運航されている船はなく、伝統的な船作りの技術を伝承する船大工も非常に少なくなっています。

マスタープラン

基本計画、基本設計を指す言葉です。

緑の基本計画

都市緑地保全法に基づき市町村が定める「緑地保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、市町村の緑に関わる総合的な施策をまとめたものです。

ムルシ

海の浅瀬にある岩のことを指します。

【や行】

優良農地

農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地、または、集団で存在している農地のことをいいます。

ユニバーサルデザイン（Universal Design、UDと略記することもある）

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいいます。バリアフリー概念を発展させた考え方で、「できるだけ多くの人利用可能であるようなデザインにすること」が基本コンセプトです。デザイン対象を障害者に限定していない点が一般に言われる「バリアフリー」とは異なります。

用途地域

都市計画法に基づき、目指すべき市街地像に応じて12種類に分類されています。各区分によって、建てられるものと建てられないもの、その規模の制限が法により詳しく規定されています。

用途白地

用途白地とは、都市計画区域の中を用途が指定されていない地域を言います。用途地域の指定のない区域においては、「特定用途制限地域」を定めて、特定の用途の建築物の建設を制限できるようになりました。

【ら行】

ライフスタイル (Life Style)

生活様式。特に環境・趣味・交際などを含めたその人の個性を表すような個人の生き方。

ライフライン

電気、ガス、上下水道、電話等、都市生活や都市活動を支えるために地域にはりめぐらされている供給処理・情報通信の施設を指します。

ランニングコスト

設備や装置などを維持していくための経費のことです。消耗品費や維持費などを指します。

リサイクルポートとは

広域的なリサイクル施設の立地に対応した「静脈物流ネットワーク」の拠点となる港湾のことです。静脈物流とは、製品系の輸送を指す「動脈物流」に対する、生産や消費活動による排出物の輸送のことを指します。

レクリエーション

仕事や勉強などの疲れを、休憩や娯楽によって精神的・肉体的に回復すること。また、そのために行う休養や娯楽を意味します。

【わ行】

ワイトウイ

ワイトウイはうるま市勝連(うるましかつれん)の平安名(へんな)集落に築かれた断崖を掘削した農道です(下写真)。岩を割って取ったという意味から「ワイトウイ」と呼ばれていますが、正式には比殿(ヒドゥン)農道といいます。かつては急崖の山道を上り下りしていましたが、村人の苦難を解消するため、岩山をトゥングェー(金鍬)とカニガラ(石割棒)など人力だけで150mもくりぬき、1932年から3年の歳月を費やして完成しました。

ウタキ

拝み山・森(ムイ)、グスク、ウガン、オン、スク、などと呼ばれる聖地の総称。集落形態から見るとウタキを含む集落包護林(クサティヌムイ)は、集落環境を安定させる空間的な機能を有する。

2. 参考資料一覧

(1) 上位計画・関連計画

名称	発行年	発行者
国土利用計画	平成20年	うるま市
うるま市総合計画	平成19年	うるま市
中部広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」	—	沖縄県
うるま市観光ビジョン	平成20年	うるま市
うるま市みどりの基本計画	平成22年	うるま市
うるま市景観計画（案）	—	うるま市
うるま市地域防災計画	平成17年	うるま市
健康うるま21計画	平成19年	うるま市
うるま市水道ビジョン	平成21年	うるま市
うるま市公共下水道事業計画	平成17年	うるま市
うるま市学校適正配置基本計画等	平成21年	うるま市
うるま市墓地整備基本計画（案）	—	うるま市
中城湾港港湾環境保全計画 中城湾港港湾環境保全計画に関するアクションプラン	平成19年 平成21年	沖縄県 沖縄県
琉球諸島沿岸海岸保全基本計画	平成15年	沖縄県
建設リサイクル推進計画	平成11年	沖縄総合事務局
沖縄科学技術大学院大学周辺整備基本計画	平成19年	沖縄県

(2) 参考資料

名称	発行年	発行者
うるま市総合計画策定のための市民アンケート調査	平成17年	うるま市
うるま市土地利用方針策定基礎調査	平成19年	うるま市
平成19年度 都市計画基礎調査分析 中部広域都市計画区域	平成20年	沖縄県
地方財政白書	平成17年	総務省
国土交通白書	平成19年	国土交通省
環境白書	平成19年	環境省
観光白書	平成19年	国土交通省
うるま市防災マップ	平成18年	うるま市
美しい国づくり大綱	平成15年	国土交通省

3. 委員会設置規程

うるま市訓令第32号

庁内一般

うるま市都市計画マスタープラン策定委員会に関する規程を次のように定める。

平成20年 6月16日

うるま市長 知念 恒男

うるま市都市計画マスタープラン策定委員会設置に関する規程

(目的)

第1条 この訓令は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づき、本市の都市計画に関する基本的な方針（以下「マスタープラン」という。）を策定するため、うるま市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務等)

第2条 委員会は、マスタープランに関する事項を調査審議する。

2 委員会は、調査審議した事項について、市長に報告しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員長は副市長、副委員長は都市計画部長を充てる。

(幹事会)

第4条 委員会に専門事項を調査研究させるため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。

3 幹事長は都市計画部長、副幹事長は都市計画課長を充てる。

(幹事会の所掌事務)

第5条 幹事会の所掌事務は、次のとおりにする。

(1) マスタープランに関する調査研究

(2) その他委員会が指示する事項に関する事務

(任期)

第6条 委員及び幹事の任期は、それぞれ第2条及び前条に規定する事務が終了する日までとする。

(会議)

第7条 委員会及び幹事会は、それぞれ委員長又は幹事長が招集し、会務を総理する。

2 委員長及び幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、それぞれ副委員長及び副幹事長がその職務を代理する。

3 委員会及び幹事会は、それぞれ委員及び幹事の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。

4 委員長及び幹事長は、必要があると認めたときは、それぞれの会議に関係職員を出席させ、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第8条 幹事会の下に、マスタープランに関する各種調査の実施及び資料の収集を行わせるため、ワーキンググループを置く。

(原案の作成と審議)

第9条 マスタープランは、委員会が総合調整して原案を作成する。

2 マスタープランは、委員会で作成した原案に基づき、うるま市都市計画審議会の議を経るものとする。

(事務局)

第10条 委員会及び幹事会の事務局は、都市計画部都市計画課に置く。

(補則)

第11条 この訓令に定めるもののほか、委員会及び幹事会に関し必要な事項は、委員長及び幹事長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成20年 7月 1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

委員会名簿		
番号	職名	備考
1	副市長	委員長
2	都市計画部長	副委員長
3	企画部長	委員
4	総務部長	〃
5	福祉部長	〃
6	市民部長	〃
7	経済部長	〃
8	建設部長	〃
9	教育委員会教育部長	〃
10	水道部長	〃

別表第2（第4条関係）

幹事会名簿		
番号	職名	備考
1	都市計画部長	幹事長
2	都市計画課長	副幹事長
3	企画課長	幹事
4	まちづくり課長	〃
5	農政課長	〃
6	農水産整備課長	〃
7	農業委員会事務局長	〃
8	みどり推進課長	〃
9	建築指導課長	〃
10	土木課長	〃
11	建築工事課長	〃
12	下水道建設課長	〃
13	水道局工務課長	〃
14	教育委員会施設課長	〃
15	環境課長	〃

うるま市訓令第10号

市長部局

うるま市都市計画マスタープラン策定委員会設置に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 3月25日

うるま市長 知念 恒男

うるま市都市計画マスタープラン策定委員会設置に関する規程の一部を改正する訓令

うるま市都市計画マスタープラン策定委員会設置に関する規程（平成20年うるま市訓令第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2（第4条関係）

幹事会名簿		
番号	職名	備考
1	都市計画部長	幹事長
2	都市計画課長	副幹事長
3	企画課長	幹事
4	まちづくり課長	〃
5	農政課長	〃
6	農水産整備課長	〃
7	農業委員会事務局長	〃
8	建築指導課長	〃
9	土木課長	〃
10	建築工事課長	〃
11	下水道建設課長	〃
12	水道局工務課長	〃
13	教育委員会施設課長	〃
14	環境課長	〃

附 則 この訓令は、平成21年 4月 1日から施行する。

うるま市都市計画マスタープラン
平成22年3月

発行：うるま市

沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

<http://www.city.uruma.lg.jp/>

編集：都市計画部 都市計画課

TEL 098-965-5620 (直通)

FAX 098-965-3565

E-mail :tokei-ka@city.uruma.lg.jp